



# 相続だより

Vol.85

## そろそろ相続対策はじめてみませんか？

—— 大切な家族に「想い」を伝える ——

### 今月の内容

相続税の軽減対策として活用される「死亡保険金の非課税枠」ですが、今月は応用編として、複数の法定相続人が死亡保険金を受取る場合に非課税枠がどうなるのかを確認してみます。大切なご家族へ財産をどのように引き継がれるか、ご検討される際のご参考としてください。



#### 相続相談Q&A

「長男の契約で保険金の非課税限度額に達したので、他の子には非課税枠は適用できない？」



#### ワンポイントレッスン

「死亡保険金の非課税枠を超えたらどうなる？  
～非課税額の計算方法～」

詳細は次のページへ

 **2018年6月号** 

最終ページは、今月のご案内を掲載しています。ぜひご覧ください。

## 相続相談Q&A

### 相談

夫は他界、子が3人いて、死亡保険金の非課税枠は1,500万円で、長男が死亡保険金を1,500万円受取る契約をしています。次男と長女で新たな保険に加入した場合、次男と長女に非課税枠は適用できますか？

- 【A】 非課税枠は長男の分で全額使っている所以他には適用できない
- 【B】 受取保険金額で按分してそれぞれに非課税金額を適用できる

### 回答はこちら

死亡保険金を受け取ったとき、契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人の場合は相続税の課税対象となり、一定の非課税枠「500万円×法定相続人の数」が設けられています。ご相談者(母)が契約者・被保険者、法定相続人である子が死亡保険金の受取人の場合、死亡保険金の非課税枠が適用となり「500万円×法定相続人の数」の1,500万円が非課税限度額となります。

今回のケースでは、ご長男様が非課税限度額一杯の1,500万円を受取る契約をされているとのことですが、この後に他のお子様も死亡保険金を受取る契約をしたら、非課税枠はどうなるのでしょうか。ご長男様の契約で非課税枠を使ってしまったから、他の方に適用できないのではないかとご心配されているようですが、そのようなことにはなりません。各人が受取る保険金額の割合に応じて相続税の非課税枠を按分することになります。

例として、死亡保険金受取金額が、長男1,500万円、次男1,250万円、長女1,000万円の場合で確認してみましょう。非課税枠は1,500万円、死亡保険金受取総額は3,750万円。長男が受取る保険金額は全体(総額)の5分の2(=1,500万円÷3,750万円)ですので、非課税枠1,500万円に5分の2を乗じた600万円が長男の非課税分となります。同様に計算しますと、次男は500万円、長女は400万円が非課税となります。



相続税の軽減対策として死亡保険金の非課税枠を是非活用したいものですね。野村證券では、お客様の相続・贈与についての様々なご質問やご相談を承っております。お近くの野村證券にご相談ください。

… ★正解は、【B】です。

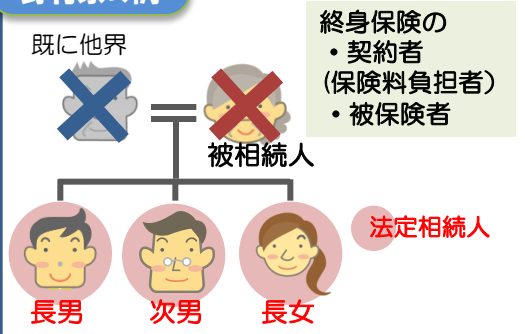
## 死亡保険金の非課税枠を超えたらどうなる？～非課税額の計算方法～

被相続人の死亡によって取得した生命保険金で、その保険料の全部または一部を被相続人が負担していたものは、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。

死亡保険金は、のこされたご家族の生活保障面が考慮されて、税制上一定の**非課税枠**が設けられています。

$$\text{死亡保険金の非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

## 野村家の例

◆法定相続人が3人の場合  
⇒死亡保険金の非課税枠は1,500万円

✓ 死亡保険金が1,500万円までは相続税が非課税となります

例えば ◆受取人が長男で受取保険金額が1,500万円

◆受取人が長男、次男、長女で

受取保険金額はそれぞれ500万円ずつ(合計1,500万円) など

✓ 死亡保険金が非課税限度額を超える場合、受取保険金額から非課税限度額を引いた額が課税対象になります

## ◆複数の法定相続人が死亡保険金を受取る場合、非課税枠はどうなるの？

✓ 複数の法定相続人が死亡保険金を受取る場合、受取保険金額で按分して各人の非課税金額を求めます

◆長男:1,500万円、次男1,250万円、長女1,000万円、死亡保険金を受取る場合で計算してみましょう

## 計算方法

$$\text{その相続人の非課税金額} = \text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人が受け取った死亡保険金額}}{\text{すべての相続人が受け取った死亡保険金額}}$$

保険金の受取金額が非課税限度額以上になった場合、以降の契約分に非課税が適用されなくなるわけではなく、受取保険金額の割合に応じて非課税金額が按分されます！

## 非課税枠は1,500万円

長男の非課税金額は 600万円

$$= 1,500\text{万円} \times \frac{1,500\text{万円}}{3,750\text{万円}}$$

次男の非課税金額は 500万円

$$= 1,500\text{万円} \times \frac{1,250\text{万円}}{3,750\text{万円}}$$

長女の非課税金額は 400万円

$$= 1,500\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{3,750\text{万円}}$$

## POINT

相続税の軽減対策として、死亡保険金の非課税枠を有効に活用しましょう。

※2018年5月現在施行中の法律によるものです。将来変更の可能性あります。個別の税務の詳細は税理士等専門家へご相談ください。

## 相続対策 はじめるなら、まずは&lt;野村&gt;へ

## &lt;野村&gt;の相続サービス

まずは相続の話聞いてみたい。

## 相続セミナー

野村証券本・支店では、毎月各1回程度、相続セミナーを開催しています。  
※店舗によって開催状況は異なります。

自分の場合はどうなのかを個別に相談したい。

## 個別のご相談

お客様の相続についての様々なご質問やご相談に個別に応じます。

相続税の概算やシミュレーションをしてみたい。

## 野村の「資産設計」

相続税の概算や遺産分割案の検討などを行いつつながら、相続に備えた資産運用をお手伝いいたします。



## 〈野村〉が企画・制作した 新しいタイプのエンディングノート のご紹介です。

夢を叶え、家族との心をつなぐ魔法のノート  
**マイライフノート**



野村證券 信託銀行・保険事業部 編  
日本経済新聞出版社 刊  
定価(本体2,400円+税)

夢を叶え、家族との心をつなぐ魔法のノート  
大切な家族へ贈る  
あなただけのメッセージ  
新しい時代から  
これまでと異なり目録が添付してあり、  
この冊子に記入したメッセージが  
自動的にA4サイズに  
あるが、思い、書き、実して後世  
に伝えるという「宝物」の作成が  
簡単で、そして家族が安心へ  
つながります。つなぐでいい。

新しいタイプの  
エンディング  
ノート  
の登場です！

新しいタイプの  
エンディング  
ノート  
の登場です！  
税制改正対応版

※全国の主要書店でお求めいただけます。

野村のマイライフノート 

### 〈マイライフノートはこのような方におすすめです〉

- 自分史を書いておきたい
- いつまでも健やかでいられるヒントを知りたい
- 大切な人への感謝の気持ちをのこしたい
- 遺言を書く前に財産の内容を整理したい
- そろそろ遺言や相続のことを考えておきたい
- いざという時に家族が困らないようにしておきたい

野村證券株式会社

岐阜支店

〒500-8833 岐阜市神田町7-15

TEL 058-262-3101(代表)